第156期 中間決算公告

2021年12月28日

東京都中央区日本橋3丁目11番2号 株式会社 東日本銀行 代表取締役頭取 大石 慶之

中間貸借対照表(2021年9月30日現在)

	科 目	金額	科 目	金額
((資 産 の 部)		(負債の部)	
現	金 預 け 金	298, 164	預 金	1, 855, 515
有	価 証 券	358, 395	譲 渡 性 預 金	129, 400
貸	出金	1, 628, 470	コールマネー	45, 000
外	国 為 替	1, 130	借 用 金	160, 000
そ	の 他 資 産	17, 494	外 国 為 替	27
	その他の資産	17, 494	その他負債	8, 833
有	形 固 定 資 産	27, 394	未 払 法 人 税 等	273
無	形 固 定 資 産	3, 618	リース 債務	12
前	払 年 金 費 用	1, 739	その他の負債	8, 547
繰	延 税 金 資 産	7, 310	賞 与 引 当 金	386
支	払 承 諾 見 返	1, 567	株 式 報 酬 引 当 金	36
貸	倒 引 当 金	△ 24, 339	睡眠預金払戻損失引当金	86
			偶 発 損 失 引 当 金	1, 562
			再評価に係る繰延税金負債	2, 555
			支 払 承 諾	1, 567
			負 債 の 部 合 計	2, 204, 970
			(純資産の部)	
			資 本 金	38, 300
			資 本 剰 余 金	24, 600
			資 本 準 備 金	24, 600
			利 益 剰 余 金	41, 242
			利 益 準 備 金	1, 904
			その他利益剰余金	39, 337
			繰越利益剰余金	39, 337
			株 主 資 本 合 計	104, 142
			その他有価証券評価差額金	6, 169
			土 地 再 評 価 差 額 金	5, 663
			評価・換算差額等合計	11, 832
			純 資 産 の 部 合 計	115, 974
資	産 の 部 合 計	2, 320, 945	負債及び純資産の部合計	2, 320, 945

中間損益計算書 (2021年4月 1日から) 2021年9月30日まで)

	±1							٨	松平	
								·	祖	
	常	常		収		益				21, 659
資	金	運		用	収	益		11, 775		
	(う	5 1	貸出	金	利 息)	(10, 305)		
	(うち	有価	i証券	: 利息	配当金	:)	(1, 397)		
役	務	取	引	等	収	益		2, 090		
そ	\mathcal{O}	他	業	務	収	益		713		
そ	Ø	他	経	常	収	益		7, 080		
	常	常		費		用				11, 304
資	金	調	J	達	費	用		105		
	(う	ち	預	金	利息)	(100)		
役	務	取	引	等	費	用		624		
そ	0)	他	業	務	費	用		193		
営		業		経		費		10, 142		
そ	\mathcal{O}	他	経	常	費	用		238		
	常	常		利		益				10, 355
	另	I]		損		失				128
固	定	資	産	処	分	損		104		
減		損		損		失		24		
弓	前	中	間	純	利	益	_			10, 227
人	税 、	住 民	锐	及び	事業	税		△ 153		
	人 利	兑	等	調	整	額		2, 272		
	人	税	4	Ē	合	計	_			2, 118
	間		純	禾	ij	益				8, 108
	役そそ 資 役そ営そ 固減 人	資 役そそ 資 役そ営そ 固減 人 (()	資役役役役人はうみののの金のののの定面である。前、人す方方方付す方方方付す方方方付す方方方付す方方方付す方方方付す方方方分す方方方分す方方方分す方方方分す方方方分す方方分分す方方分分す方方分分す方分分分す方分分分す方分分分す方分分分す方分分分す方分分分す方分分分す方分分分す方分分分す方分分分す方分分分す方分分分す方分分分す方分分分す方分分分す方分分分す方分分分す方分分分す	資 役 役 役 役 分 人	で	常 で で で で で で で で で で で で の	(な) (な) <th< th=""><th>位 位 が か が か</th></th<> <th>常 収 益 資金 運用 収益 (うち質出金利息) (10,305) (うち有価証券利息配当金) (1,397) 役務取引等収益 2,090 その他業務収益 713 その他経常収益 7,080 常期達費用 105 (うち預金利息) (100) 役務取引等費用 624 その他業務費用 193 その他業務費用 10,142 その他経常費用 238 常期接 大 別損失失 104 別方中間純利益 人税、住民税及び事業税 人税等調整額 2,272 人税等調整額 2,272 人税等調整額 2,272</th> <th>常 収 益 (うち貸出金利息) (10,305) (うち有価証券利息配当金) (1,397) 役務取引等収益 2,090 その他業務収益 713 その他と常収益 7,080 常 費 用 105 (うち預金利息) (100) 役務取引等費用 624 その他業務費用 193 10,142 その他業務費用 193 10,142 その他経常費用 238 常 利 益 別 損 失 別 負 分損 24 人税、住民稅及び事業稅 △ 153 人,稅等調整額 2,272 人稅 等 請 整額 2,272 人稅 等 請 整額 2,272</th>	位 位 が か が か	常 収 益 資金 運用 収益 (うち質出金利息) (10,305) (うち有価証券利息配当金) (1,397) 役務取引等収益 2,090 その他業務収益 713 その他経常収益 7,080 常期達費用 105 (うち預金利息) (100) 役務取引等費用 624 その他業務費用 193 その他業務費用 10,142 その他経常費用 238 常期接 大 別損失失 104 別方中間純利益 人税、住民税及び事業税 人税等調整額 2,272 人税等調整額 2,272 人税等調整額 2,272	常 収 益 (うち貸出金利息) (10,305) (うち有価証券利息配当金) (1,397) 役務取引等収益 2,090 その他業務収益 713 その他と常収益 7,080 常 費 用 105 (うち預金利息) (100) 役務取引等費用 624 その他業務費用 193 10,142 その他業務費用 193 10,142 その他経常費用 238 常 利 益 別 損 失 別 負 分損 24 人税、住民稅及び事業稅 △ 153 人,稅等調整額 2,272 人稅 等 請 整額 2,272 人稅 等 請 整額 2,272

個 別 注 記 表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- 2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定額法により償却しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年~47年 その他 2年~20年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却することとしております。

- 4. 引当金の計上基準
 - (1)貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額等が一定額以上の 大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合 理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件変更 前の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法 (キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定 部署が資産査定を実施しております。

(追加情報)

新型コロナウイルスの感染症拡大による影響については、当事業年度末に向けて徐々に緩和に向かうものと仮定しております。一部の貸出先については経済活動の停滞が続くことによる業績や資金繰りの悪化等に伴い貸倒等の損失が発生すると見込まれますが、可能な限り詳細に最新の情報を収集することにより、将来見込みを織り込んで債務者区分の判定を行い、貸倒引当金を算定しております。なお、この新型コロナウイルスの感染症拡大による影響についての仮定は不確実性を有しており、個人消費の低迷や生産活動の停滞等の影響を受け貸出先の業績悪化が入手可能な直近の情報による想定を超えた場合には、予想損失額を上回る貸倒等の損失が発生する可能性があります。

上記仮定につきましては、前事業年度末から変更ありません。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見 込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 株式報酬引当金

株式報酬引当金は、取締役等への株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役等に対する報酬の支給見込額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当中間期末においては、信託財産及び年金資産の合計額が退職給付債務を一時的に超過したため当該差額を前払年金費用に計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用の損益処理方法及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用: その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (10 年) による定額法により損益処理

数理計算上の差異:各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理

(追加情報)

当行は、2021年7月に同年10月1日を実施日とする退職金・年金制度の改定を行っており、これに伴い、退職給付債務が減少し、過去勤務費用3,042百万円が発生しております。

(5)睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度等により実行した融資について、将 来発生する可能性がある負担金支払の見込額を計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号)に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価することとしております。

7. 連結納税制度の適用

当行は、当中間会計期間より株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループを連結 納税親会社として連結納税制度を適用しております。

追加情報

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当行は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額

1,010 百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 3,810 百万円、延滞債権額は 69,303 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営 再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であり ます。

3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は201百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は12,822百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、 金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる 取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないも のであります。 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額 は86,137百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 6. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は7.874百万円であります。
- 7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金25 百万円有価証券244,808 百万円その他の資産22 百万円

担保資産に対応する債務

預金 3,157 百万円 借用金 160,000 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 3,703 百万円及びその他の資産 9,000 百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金2,261百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、101,114百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが85,113百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実 行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではあ りません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事 由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をする ことができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動 産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基 づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じて おります。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格に基づいて、合理的な調整を行って算出。

- 10. 有形固定資産の減価償却累計額 13,687 百万円
- 11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は408百万円であります。
- 12. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内 基準)は8.26%であります。

(中間損益計算書関係)

1.「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益 5,569 百万円及び株式等売却益 1,376 百万円 を含んでおります。

(有価証券関係)

1. 子会社・子法人等株式 (2021年9月30日現在) 子会社・子法人等株式で時価のあるものは該当ありません。 なお、市場価格のない子会社株式は次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式	1,010

2. その他有価証券(2021年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
	株式	3, 580	2,613	967
	債券	150, 848	150, 517	330
	国債	_	_	_
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	地方債	54, 007	53, 894	112
	社債	96, 841	96, 623	217
	その他	61, 193	52, 946	8, 247
	小計	215, 623	206, 077	9, 545
	株式	938	1, 126	△188
	債券	119, 677	119, 883	△205
	国債	_	_	-
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	地方債	64, 950	65, 104	△153
	社債	54, 727	54, 779	△52
	その他	19, 619	19, 882	△262
	小計	140, 235	140, 892	△656
合計		355, 858	346, 969	8, 889

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	856
組合出資金	669

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号)第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)の うち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則時 価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって中間貸借対 照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」 という。)することとしております。

当中間期において、減損処理したものはありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 時価が取得原価に比べて下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、 破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	6,776 百万円
退職給付引当金	1,362 百万円
有価証券償却	170 百万円
繰延資産償却	846 百万円
その他	2,465 百万円
繰延税金資産小計	11,622 百万円
評価性引当額	△1,565 百万円
繰延税金資産合計	10,056 百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	2,720 百万円
その他	26 百万円
繰延税金負債合計	2,746 百万円
繰延税金資産の純額	7,310 百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額655 円 70 銭1株当たりの中間純利益金額45 円 84 銭

潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

第156期 中間決算公告

2021年12月28日

東京都中央区日本橋3丁目11番2号株式会社 東日本銀行代表取締役頭取 大石 慶之

中間連結貸借対照表(2021年9月30日現在)

	科		目		金額	科 目	金額
	(資	産の	部)			(負債の部)	
現	金	預	け	金	298, 164	預金	1, 854, 369
有	ſī	茜 ii	Œ	券	357, 385	譲渡性預金	129, 400
貸		出		金	1, 628, 111	コールマネー及 び 売 渡 手 形	45, 000
外	[3	国 為	為	替	1, 130	借 用 金	160, 000
そ	の	他	資	産	19, 199	外 国 為 替	27
有	形	固 定	資	産	27, 404	その他負債	9, 677
無	形	固 定	資	産	3, 620	賞 与 引 当 金	397
退	職給	付に係	る資	産	5, 481	株式報酬引当金	36
繰	延	税 金	資	産	6, 259	退職給付に係る負債	27
支	払	承 諾	見	返	1, 567	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	0
貸	倒	引	当	金	△ 24, 907	睡眠預金払戻損失引当金	86
						偶 発 損 失 引 当 金	1, 562
						再評価に係る繰延税金負債	2, 555
						支 払 承 諾	1, 567
						負 債 の 部 合 計	2, 204, 708
						(純資産の部)	
						資 本 金	38, 300
						資 本 剰 余 金	24, 653
						利 益 剰 余 金	41, 282
						株 主 資 本 合 計	104, 236
						その他有価証券評価差額金	6, 169
						土地再評価差額金	5, 663
						退職給付に係る調整累計額	2, 597
						その他の包括利益累計額合計	14, 429
						非 支 配 株 主 持 分	42
						純 資 産 の 部 合 計	118, 708
資	産	の部	合	計	2, 323, 416	負債及び純資産の部合計	2, 323, 416

中間連結損益計算書 (2021年4月 1日から)

							1		(単位:百万円)
		科		目				金	額
経		ή Γ	常	収		益			21, 716
	資	金	運	用	収	益		11, 780	
		(う	ちり	当 出 金	利 息)	(10, 309)	
		(うち	有 価	証券利息	、配 当 金	<u> </u>	(1,397)	
	役	務	取	引 等	収	益		2, 234	
	そ	\mathcal{O}	他	業務	収	益		713	
	そ	\mathcal{O}	他	経 常	収	益		6, 989	
経		- - -	常	費		用	-		11, 440
	資	金	調	達	費	用		105	
		(う	ち	預 金	利 息)	(100)	
	役	務	取	引 等	費	用		622	
	そ	\mathcal{O}	他	業務	費	用		193	
	営		業	経		費		10, 279	
	そ	\mathcal{O}	他	経常	費	用		238	
経			常	利		益	-	-	10, 276
特		5	到	損		失			128
		固定		産	<u>L</u> 分	損		104	
		減	損	指		失		24	
税	金	等調		前中間	純 利	益	-		10, 148
法	人	税、	住 民		ぶ事業	税		△ 160	,
法				等 調	整	額		2, 300	
法		人	税	等	合	計	-		2, 139
中		間			制	益			8, 008
	す 配			する中間約					Δ 0
				属する中					8,009
机	五 1	<u> </u>	i~ im .	両 7 0 T	1月1 小七 个!	. шт			0, 009

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結財務諸表の作成方針

- 1. 連結の範囲に関する事項
- (1)連結される子会社及び子法人等 東日本ビジネスサービス株式会社 東日本保証サービス株式会社 東日本銀ジェーシービーカード株式会社
- (2) 非連結の子会社及び子法人等 該当ありません。
- 2. 持分法の適用に関する事項
- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 該当ありません。
- (2) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 該当ありません。
- 3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項 連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 3社

会計方針に関する事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、 ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年~47年

その他 2年~20年

連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却することとしております。

4. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額等が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件変更前の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

連結される子会社については、過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を計上しております。

(追加情報)

新型コロナウイルスの感染症拡大による影響については、当連結会計年度末に向けて徐々に緩和に向かうものと仮定しております。一部の貸出先については経済活動の停滞が続くことによる業績や資金繰りの悪化等に伴い貸倒等の損失が発生するものと見込まれますが、可能な限り詳細に最新の情報を収集することにより、将来見込みを織り込んで債務者区分の判定を行い、貸倒引当金を算定しております。なお、この新型コロナウイルスの感染症拡大による影響についての仮定は不確実性を有しており、個人消費の低迷や生産活動の停滞等の影響を受け貸出先の業績悪化が入手可能な直近の情報による想定を超えた場合には、予想損失額を上回る貸倒等の損失が発生する可能性があります。

上記仮定につきましては、前連結会計年度末から変更ありません。

5. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

6. 株式報酬引当金の計上基準

株式報酬引当金は、当行の取締役等への株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役等に対する報酬の支給見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

7. 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しております。

8. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

9. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度等により実行した融資について、将来発生する可能性がある負担金支払の見込額を計上しております。

10. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用の損益処理方法及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用: その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法 により損益処理

数理計算上の差異:各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

なお、連結される子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る 当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用し ております。

(追加情報)

当行は、2021年7月に同年10月1日を実施日とする退職金・年金制度の改定を行っており、これに伴い、退職給付債務が減少し、過去勤務費用3,042百万円が発生しております。

11. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

12. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 25 号)に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価することとしております。

13. 連結納税制度の適用

当行及び一部の連結される子会社は、当中間連結会計期間より、株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループを連結納税親会社として連結納税制度を適用しております。

(追加情報)

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当行及び一部の連結される子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は 3,811 百万円、延滞債権額は 69,307 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- 2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 201 百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延 している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 12,822 百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減 免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸 出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 86,142 百万円であります。

なお、上記 1. から 4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 5. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は7,874百万円であります。
- 6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金25 百万円有価証券244,808 百万円その他資産22 百万円

担保資産に対応する債務

預金 3,157 百万円 借用金 160,000 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 3,703 百万円及びその他資産 9,000 百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金2,261百万円が含まれております。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、102,271 百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが83,529百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格に基づいて、合理的な調整を行って算出。

9. 有形固定資産の減価償却累計額

13,714 百万円

- 10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に 対する保証債務の額は 408 百万円であります。
- 11. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号口に規定する連結自己資本比率(国内基準)は8.26%であります。

(中間連結損益計算書関係)

- 1. 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益 5,479 百万円及び株式等売却益 1,376 百万円を含んでおります。
- 2. 中間包括利益

9,799 百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません ((注1)参照)。また、現金預け金、コールマネー及び売渡手形は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。このほか、「中間連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、注記を省略しております。

(単位:百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1)有価証券			
その他有価証券	355, 858	355, 858	_
(2)貸出金	1, 628, 111		
貸倒引当金(*1)	△24, 343		
	1, 603, 768	1, 603, 577	△190
資産計	1, 959, 627	1, 959, 436	△190
(1)預金	1, 854, 369	1, 854, 429	59
(2)譲渡性預金	129, 400	129, 400	_
(3)借用金	160,000	160,000	_
負債計	2, 143, 769	2, 143, 829	59
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1)	(1)	_
ヘッジ会計が適用されているもの	_	_	_
デリバティブ取引計	(1)	(1)	_

- (*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (*2)デリバティブ取引は、債権・債務を差し引きした合計を表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、 ()で表示しております。
- (注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融 商品の時価情報の「資産(1)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	856
組合出資金(*2)(*3)	669

(*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指 針第19号)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

株式会社 東日本銀行

- (*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式については、減損処理を行っておりません。また、 組合出資金について 37百万円減損処理を行っております。
- (*3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針 第31号)第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における (無調整の) 相場価格により算定した

時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算

定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットが それぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しており ます。

(1)時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価							
	レベル1	レベル2	レベル3	合計				
有価証券								
その他有価証券								
債券								
国債	_	_	_	_				
地方債	_	118, 957	_	118, 957				
社債	_	151, 160	408	151, 568				
株式	4, 088	430	_	4, 519				
その他(※1)	_	11, 195		11, 195				
資産計	4, 088	281, 744	408	286, 241				
デリバティブ取引(※2)								
金利関連	_	_	_	_				
通貨関連	_	$\triangle 1$	_	$\triangle 1$				
株式関連	_	_	_	_				
債券関連	_	_	_	_				
その他	_	_	<u> </u>					
デリバティブ取引計	_	△1	_	$\triangle 1$				

株式会社 東日本銀行

- (※1) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号)第26項に従い、 経過措置を適用した投資信託については、上記表には含めておりません。中間連結貸借対照表 における当該投資信託の金額は、69,617百万円であります。
- (※2) デリバティブ取引は、債権・債務を差し引きした合計を表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。
- (2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位:百万円)

□ /\	時価					
区分	レベル 1	レベル2	レベル3	合計		
貸出金	_	_	1, 603, 577	1, 603, 577		
資産計	_	_	1, 603, 577	1, 603, 577		
預金	_	1, 854, 429	_	1, 854, 429		
譲渡性預金	_	129, 400	_	129, 400		
借用金	_	160,000	_	160,000		
負債計	_	2, 143, 829	_	2, 143, 829		

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券

株式は、取引所の価格によっており、市場の活発性に基づき、主にレベル1の時価に分類しております。債券は、日本証券業協会公表の売買参考統計値又は取引金融機関から提示された価格等によっており、地方債及び社債(私募債を除く)は主にレベル2の時価に分類しております。

私募債は、将来のキャッシュ・フローを、無リスクの利子率に内部格付に基づき見積った信用リスク・プレミアム等を加算した割引率で割り引いて算定しており、レベル3の時価に分類しております。

投資信託は、公表されている基準価格等によっており、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号)第26項に従い経過措置を適用し、レベルを付しておりません。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が 実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価 としております。固定金利によるものは、主として、将来のキャッシュ・フローを、無リスクの利 子率に内部格付に基づき見積った信用リスク・プレミアム等を加算した割引率で割り引いて時価を 算定しております。また、約定期間等が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似して いることから、当該帳簿価額を時価としております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの 現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は連結 決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似して いることから、当該価額を時価としております。

貸出金については、レベル3の時価に分類しております。

預金及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金については、商品別、残存期間別にグルーピングした将来キャッシュ・フローを市場金利で割り引いた割引現在価値により、時価を算定しております。なお、預入期間等が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

預金及び譲渡性預金については、レベル2の時価に分類しております。

借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結される子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来のキャッシュ・フローを、当該借用金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値を時価としております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

借用金については、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の 種類や満期までの期間に応じて割引現在価値法等の評価技法を利用して時価を算定しております。 それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート等であります。観察できない インプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、為替 予約取引等が含まれます。

株式会社 東日本銀行

(注2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの 加重平均
有価証券				
その他有価証券				
私募債	割引現在価値法	倒産確率	0.3%-5.3%	1.8%
	かりがは細胞伝	倒産時の損失率	20.0%-80.0%	27.3%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位:百万円)

		当期の損益又はその他の包括利益						当期の損益に計上した額のうち中間
	期首残高	損益に 計上	その他の 包括利益 に計上 (※1)	購入、売却、 発行及び 決済の純額	レベル3の 時価への 振替	レベル 3 の 時価からの 振替	期末残高	連結貸借日 は保存 は保存 は保存 を なで ので での での での に は に に に に に に に に に に の で の で の で の に に に に に に に に に に に に に
有価証券								
その他有価証券								
社債	291	-	1	114	_	_	408	_
資産計	291	_	1	114	_	_	408	_
デリバティブ取引	_			_	_	_	_	
デリバティブ取引計	_			_	_	_	_	_

^(※1) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループは、リスク管理部門において、時価の算定に関する方針及び手続を定めるとともに、 算定された時価の適切性を検証しております。時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性 及びリスクを反映できる適切な評価モデルを用いております。第三者から入手した相場価格を利用 する場合においては、利用されている評価技法及びインプットの確認や自行推定値との比較等の適 切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明 倒産確率

倒産確率は、倒産事象が発生する可能性を示す推定値であります。倒産確率の大幅な上昇(低下)は、時価の著しい下落(上昇)を生じさせます。

倒産時の損失率

倒産時の損失率は、倒産時において発生が見込まれる損失の債券又は貸出金の残高合計に占め る割合を示す推定値であります。倒産時の損失率の大幅な上昇(低下)は、時価の著しい下落 (上昇)を生じさせます。

(有価証券関係)

1. その他有価証券(2021年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	3, 580	2,613	967
	債券	150, 848	150, 517	330
	国債	_	_	_
	地方債	54, 007	53, 894	112
	社債	96, 841	96, 623	217
	その他	61, 193	52, 946	8, 247
	小計	215, 623	206, 077	9, 545
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	938	1, 126	△188
	債券	119, 677	119, 883	△205
	国債	_	_	
	地方債	64, 950	65, 104	△153
	社債	54, 727	54, 779	△52
	その他	19, 619	19, 882	△262
	小計	140, 235	140, 892	△656
合計		355, 858	346, 969	8, 889

2. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)することとしております。

当中間連結会計期間において、減損処理したものはありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先時価が取得原価に比べて下落

要注意先 時価が取得原価に比べて 30%以上下落

正常先 時価が取得原価に比べて 50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 及び要注意先以外の債務者であります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額

670円92銭

1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額 45円28銭

潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載 しておりません。